

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から51年3月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで

私は、社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和47年4月から51年3月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間について、納付記録は確認できなかったとの回答をもらったが、納付した記憶があるので、当該期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に近接する昭和57年11月から58年6月までの期間の国民年金保険料納付記録については、60年から平成20年までの間に4度にわたって未納の記録が納付済みに変更されていることが確認できるとともに、昭和59年1月から同年3月までの記録については、社会保険庁と町の記録に齟齬があったことも確認でき、申立人の記録管理が適切に行われていなかったことが認められ、申立期間②についても納付されていたと考えるのが自然である。

また、申立期間②は3か月と短期間であるとともに、昭和47年4月以後の国民年金加入期間の保険料は、申立期間以外はすべて納付済みとなっている。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが、昭和53年4月1日と推認でき、申立人は、昭和51年度及び52年度の保険料については過年度納付した領収書を所持しているものの、当該過年度納付が行われた時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であったことから、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料を、同年8月27日付で転居前に納めた際の領収書を所持している。

また、同期間については、49年1月に転居先の市役所から、48年4月から12月分の納付書が送付されてきたので、金融機関で一括納付し国民年金印紙検認記録に収納済みの印を押印してもらった。しかし、これでは同じ期間について二重に納付したことになるが、還付を受けた記憶が無いので、重複して納付していた分の取扱いについて確認したい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間の国民年金保険料を県外金融機関で一括納付した際の昭和48年8月27日付けの領収書及び県内金融機関で納付した際の国民年金手帳の「昭和48年度国民年金印紙検認記録」により、申立期間の国民年金保険料は重複して納付されたことが確認できる。

また、申立人は、保険料還付について通知を受け取った記憶が無いと申し立てているとともに、社会保険庁の記録によれば、申立期間に係る保険料は納付済みとなっているものの、重複して納付されたとの記録は無い上、還付処理や未納期間に充当処理されたとの記録も認められないことから、申立期間の保険料は重複して納付されたままになっているものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月18日から同年9月1日まで

勤務していたA社における厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に確認したところ、昭和50年8月分の加入記録が無いとされた。しかし、同社には、昭和34年4月1日に入社してから退職した平成3年6月30日まで継続して勤務しており、厚生年金の保険料も天引きされていたことから、当該1か月分の被保険者期間が漏れているのは納得がいかない。申立期間についても、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が発行した在籍証明書及び人事記録から、申立期間において、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務しており、また、当時の給与台帳から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳及び社会保険事務所の昭和50年7月の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和50年8月18日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年5月から63年3月まで

私は、昭和57年4月から同年12月までの期間及び60年5月から63年3月までの期間の保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、57年4月から同年12月までの分は領収書があったので記録が訂正され、それ以外の昭和60年5月から63年3月までの分については、納付記録が無いとの回答をもらった。

毎月自分が金融機関で保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、市役所の記録によると、申立人は、平成2年2月15日に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和60年5月1日にさかのぼって国民年金の再取得の処理が行われており、処理後の国民年金保険料については、2年3月27日以後に納付されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であったと推認される。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。